

要約

English Economic Thought in the Seventeenth Century: Rejecting the Dutch Model

(十七世紀におけるイングランドの経済思想：オランダ・モデルの拒絶)

伊藤誠一郎

(内容の要旨)

Introduction (序論)

17 世紀のイングランド経済における最大の問題は貨幣不足であり、それはさまざまな形態をとった紙券信用の試みによって乗り越えられ、それがやがて 18 世紀におけるブリテンの金融制度の基盤を用意して大英帝国の誕生を可能とした。これはこれまでの研究史における理解であるが、本研究はそれを否定するものではない。しかし、そうした議論が実は、17 世紀を通じてイングランドに広がる、オランダを見本とし、それを真似、やがて自らの国の状況に合わせて調整し、武力をもって戦わずトレードによって打ち勝っていくことを目的とするイングランド固有の経済言説形成という側面があり、それはかならずしもこれまで理解されてきたものとは同じものではなかったことを明らかにする。その言説は、とくに世紀前半にはオランダ式の漁業を模倣するための詳細を論ずることから始まったが、世紀の中頃、とくに大空位期に活動的であったサミュエル・ハートリブらベーコン主義者によって、オランダ社会全体をイングランドが目指すべき理想モデルとして描かれるようになった。そこでは、漁業だけでなく、教育、宗教的寛容、科学の促進、低利子率、銀行制度、それを支えるための土地登記制度など多くの要素がオランダのトレードの繁栄の理由として指摘された。そして、王政復古期になると、オランダとイングランドの社会、経済、政治状況の違いが意識されるようになり、オランダの優位性のなかから、一つを選び、それについて、それこそがイングランドのトレードの繁栄のためには必要だと主張されるようになった。なかでも、低利子率、銀行制度、土地登記制度は、それぞれを中心的な争点とするそれぞれの論争が繰り広げられ、それらの論争ではいずれも、安定的で安全な信用制度が確立されることが共通に主張され、これこそがイングランド固有の経済言説の特徴となっていく。本書ではその形成過程を、刊行物だけでなく、未刊行の手紙、ノートなどの手稿をも含めた幅広い一次資料を通じて描き出していく。このことによって、17 世紀イングランドの人々がどうであったかではなく、どのような未来を望んでいたかを描くことを試みた。それもこの時代の在り方を示す歴史の一面をなす。こうした意味で本書が属する分野は、経済史でもあり経済思想史でもあるといえる。

ここで示す 17 世紀のイングランドの経済言説からいくつかのことが明らかになってくる。第一に、これまでの研究では、ヘクシャーの『重商主義』のような古典的研究から、ハートリブ・サークルの社会改革運動を巡る最近の研究まで多くの歴史家が示すように、紙券信用の発明が 17 世紀イングランドの「貨幣不足」を解消し、トレードや貨幣における有限性という障害を取り払い、成長の無限性を確信させるに至ったとされてきたが、本書が示す言説から明らかになるのは、むしろ 17 世紀の人々は、この無限性によってもたらされる信用のリスクを懸念し、いかに量的・質的に適切に管理すべきかという点が主たる論点であったことである。アダム・スミスやジェームス・ステュアートは、18 世紀初頭のロー・システムの失敗や南海泡沫事件、さらには自らが見たスコットランドの銀行倒産という事態を懸念して彼ら自身の信用制度論にさまざまなリスク管理の仕掛けを準備したが、これは彼らの先進的な発明というよりも、17 世紀以来のイングランド固有の経済言説の延長にあったといえる。

もう一つは、この言説研究の副次的な産物といえるかもしれないが、18 世紀のブリテン経済思想史、とくにスミスやヒュームにおいて重要な要素となる勤勉についてである。比較的最近の経済史において、オランダでは奢侈品への、イングランドでは牛肉への需要が労働者の勤勉革命をもたらしたことが明らかにされてきているが、本書で見る 17 世紀の経済言説では、漁業、利子率、信用制度いずれを論ずる場合にも、究極的にはオランダの人々に見られる勤労を真似ることなしにはどれもうまくはいかないという共通の認識が根底に見られる。このように、初期近代イングランドにおける「勤勉」を巡るもう一つの文脈が本書で扱う四種類の経済言説を通じて現れる。

本書の方法は、17 世紀の文献の論争の言語的文脈を描き出し、その中で諸著作が何を言おうとしているのかを探るのだから、クエンティン・スキナーらの政治思想分析の手法を経済思想に応用したともいえるが、この時期の文書はいずれも、それ自体として誰に向けて何を論じようとしているのかが名指しで明確化されており、資料読解はおのずとスキナーの方法をとらざるを得ない。ただ、本書では、複数の論争のそれぞれの言語的文脈を抽出し、それらが相互にどのような絡みをなしているかを描くことも目的の一つである。

Chapter 1(第 1 章) Herring fishing (ニシン漁)

17 世紀ヨーロッパのトレードにおいて、オランダがヘゲモニーを握っていたことはウォーラスティン他多くの歴史家によって指摘され続けている。しかし、そうした状況をイングランドの人々はどうのように見ていたのだろうか。さらに言うとしたらオランダに追いつき、追い越すことができると考えていたのだろうか。こうしたことを、本章では、オランダがヘゲモニーを握るべく上り詰めていく 17 世紀前半に特に焦点をあてながら見ていく。

この時期イングランドの人々がオランダ経済の繁栄の原因として共通に注目したのはニ

シン漁を中心とする漁業であった。そのことをめぐって 16 世紀末から 17 世紀末までの長期にわたって多くの著作がかかれるなかで、論者たちはみな、彼らがどのような知識を誰から取り入れ、それについてどのように考えるのかを自覚しており、その意味では、この 100 年に渡る議論は、論争と呼ばれるにふさわしいものであった。

議論はエリザベス治世の後半にすでに始まっていた。沿岸で得られたニシンの自由市場でにぎわっていたグレート・ヤーマス Great Yarmouth は 16 世紀末になると、新技術を開発したオランダ漁業の台頭とともに衰退していった。しかし、この時期になされた漁業に関する議論はあくまでも軍事的な必要性という視点に集中していた。1570 年にジョン・モンゴメリー John Montgomery は、海に囲まれたイングランドは海軍の増強が必要であるが、そのためには水兵の増員が必要であり、それは漁業によって補給されると考えた。しかしこの段階では、バス buss と呼ばれるニシン漁専用の漁船を用いるオランダ漁業の優位性を認識するものの、アイルランド沖にまで来るスペイン人の勤勉さへの注目も忘れられていない。彼自身兵士であったロバート・ヒッチコック Robert Hitchcock も同じ時期に、軍事戦略を論じ、漁業の振興を唱えるが、それはイングランドの人々の怠惰を直すことを目的としていた。また、彼は 17 世紀の論争で繰り返される、オランダ人がイングランドの海に来て漁をし、それでもうけているという問題をすでに指摘していた。さらにヒッチコックは、オランダのニシン漁の仕事の時期、手法、適切な場所などを詳細に記載している。こうした論述はこの後 1 世紀の間に、修正を加えながらではあるが、何度も繰り返し登場する議論の原型をなしているし、実際名をあげてしばしば言及されていくこととなる。同じころ、数学、化学、文書の収集に身をささげていたジョン・ディー John Dee も、海に囲まれた「大英帝国」'British Empire'(ここではイングランド、ウェールズ、スコットランド、アイルランドを意味している)は、自らの海を守るべきであり、その漁業資源が外国船によって奪われており、怠惰な人民を訓練して海軍を形成し'British Empire'を外国の漁船から守らなければならないという。しかし、この段階での外国とは、オランダだけではなく、フランスやスペインも含まれていた。ここにあげた三者を含めこうした、イングランド沿岸における漁業を巡るさまざまな主張はいずれもエリザベスまたはその周辺に伝えられた。そして、これらの議論の主たる関心は漁業というよりは軍事的なものではあったが、17 世紀における長く広範囲にわたる漁業についての議論の典拠としてしばしば言及されていくこととなる。

ワイン商人ジョン・キーマー John Keymer は 1601 年と 1620 年にそれぞれ手稿を書くが、これらはいずれものちに活字になり 17 世紀の間にくつもの版で刊行され、常に議論の基盤として意識され、言及されることとなる。キーマーは 16 世紀末に大陸を旅行した経験を踏まえて、1601 年に「オランダの漁業についての諸観察」を書き、エリザベス女王に献呈した。彼は、オランダこそがイングランドのライバルであり、その海運と漁業、とくにニシン漁、そしてなによりもオランダの人々の勤勉さが彼らのトレードの成功の原因であると考え、さらに、彼らによるイングランド海域の侵犯も指摘する。これらの主張にみられるオランダ像は 17 世紀を通じて保持され続け、イングランドにおける漁業を巡る議論のさいに

常に引き合いにだされる。1609年に大陸を旅したイングランドの宮廷人トマス・オーバリーThomas Overburyも、オランダの人びとの勤勉さに強く感嘆したものの、その漁業にはかならずしも強く引き付けられなかった。しかしこの頃オランダでは法学者グロティウスGrotiusの『公海論』Mare Liberumが、イングランドにおいて議論を引き起こしていた。もともと1604年に、東アジアの航海権について書かれたものの一部であったが、グロティウスは、そこで海上での漁業の自由を主張したが、そこではあくまでも航海の自由が主張の主眼であった。これに対しスコットランドの法学者ウィリアム・ウェルウオドWilliam Welwodは1613年に、グロティウスの主張を、漁業の自由に焦点をあてて批判している。すなわちスコットランド側としては、航海よりも漁業が主たる関心だった。

1620年にキーマーは、「海外とイングランドの交易に関する観察」という王への請願書を手稿で書き、自国の生産物がないオランダのような国々がどのように製造業と交易で豊かに強くなることができるのかを示そうとした。彼によると、オランダは外国製品を買い占め、貯蔵庫に保管し、外国に販売し、その結果富と軍事力は増し、貧民らの雇用もつくりだし、低関税と交易の自由は彼らに繁栄をもたらす。イングランドの方が「貯蔵庫としてはずっとよい」はずなのに、そうになっていないだけでなく、そもそもイングランドには豊かな自然の産物があるにも関わらず、オランダは、イングランドの未完成の羊毛製品の仕上げをする。オランダはそうした製造品をヨーロッパじゅうに売りつけるが、それを可能にするのは、イングランドよりもすぐれた造船技術である。何よりもそのすぐれた船舶こそが、大量のニシンの捕獲を可能とし、オランダに貨幣と他国産品をもたらす。このようにキーマーは説明する。この請願書は草稿の書写というかたちで宮廷関係者の間で流通した。また、その後も活字となってさまざまな版として17世紀を通じて出版されつづけた。

オランダとイングランドの間では絶え間なく交渉がなされるものの、オランダ人によるイングランドやスコットランド沿岸でのニシン漁をやめさせることができないままであった。そして大空位期に入ると、ベーコン主義者のサミュエル・ハートリブSamuel Hartlibとりまく人たちが、さまざまな社会改革案を提示していく。そのハートリブ・サークルの一人であったベンジャミン・ウォースリーBenjamin Worsleyは『代弁者、または、トレイドとの関連でのイングランドとオランダの物事の状態』というパンフレットを1651年に刊行し、この時期のヨーロッパのパワー・バランスのシフトを指摘する。かつてのスペインによる「普遍君主国」‘Universal Monarchie’にかわって、いまやオランダによる世界中の「普遍的貿易」‘Universal Trade’が台頭し、それは国土の広さではなく、海洋での強さゆえに可能であった。オランダの優位点は、バルチック海貿易、ニシン漁、製造業、東インド貿易であり、それは多量の造船とすぐれた貿易及び航海のしかたによって可能となっている。彼らはバルチック諸国の商品を買占め、イングランド人より安く売り、オランダ船なしではヨーロッパの貿易が立ち行かないようになってしまった。ウォースリーは他にも、オランダの優位点を列挙する。外国為替市場の支配、彼らの製造品への信頼、貿易の管理・保護のための他国との条約、低関税、発明・発見の奨励。そしてさらに、「主要ではない付属的」な点とし

ながらもさらに三つの優位点、つまり低利子率、銀行によるトレードの促進、土地の均等相続をあげる。こうした点の多くが、本書第 2 章で扱う利子率論争のきっかけを作ったジョサイア・チャイルド Josiah Child があげた、オランダを真似るべき諸項目と重なり合う。また、『代弁者』の著者の議論は、同年に制定された航海条例と趣旨を一致させるものであり、それは意識されていた。やはりこの年に刊行され、同じくウォースリーの著作とされる『自由港、そしてその特質について』は、オランダの成功の理由として自由貿易をあげ、イングランドもそれにならうべきだとする。著者はイングランドのオランダに対する優位点として、国土の広さ、港の多さ、豊富な商品、植民地、他国の港における自由と独立、港湾の良好な状態、沿岸の安全、優良な停泊地を指摘する。ウォースリーだけでなく、他のハートリブ・サークルの社会改良家たちの著作に共通なのは、オランダの優位点を列挙していることであり、ここに、それまでに賞賛されてきたニシン漁だけでなく、オランダ経済・社会全体を参照すべきだという議論が増えてきたことに注目すべきである。

王政復古後、大空位期にめだった社会改良の意味合いは薄れたが、引き続きオランダの優位性のリストは繰り返し作成された。第二次英蘭戦争が始まる 1665 年に、オランダの歴史と現状を論じた匿名のパンフレット、『ネーデルランド連邦の情勢の正確な調査書』が刊行された。ここでも世紀前半の議論と同様、ブリテン沿岸のタラ、ニシン、イワシといった豊富な漁業資源がオランダ人にもちさられていくことが指摘され、オランダがそこでの漁業から得られる利点を列挙する。しかし、それは彼自身がいうように、1633 年に書かれたサー・ジョン・バロー Sir John Borogh の『ブリテンの海の主権』を参照したものであった。バローは、船舶、船員、トレード、都市と要塞、外国での軍事力、公収入、私的富、食料の八項目の増加を指摘し、『調査書』の著者もおなじ利点を取り上げる。両者ともに、キーマーと同じく、オランダの漁業の強さはブリテンの資源の上に成り立っていると考えた。本書第 2 章で見る、1668 年からの数年間にわたる利子率についての論争のあたりから、漁業や交易に関する議論の内容もやり方も少し変わり始めた。1670 年にロジャー・コーク Roger Coke は『交易論』を刊行し、「第一部は、イングランドの強さ、富、交易の衰退の理由を、第二部は、オランダの交易がイングランドのそれをうまわってなした成長と増加の理由を」論じた。ここでも、これまでと同様、オランダとイングランドの交易が比較されるが、コークはがそれまでの論者たちと異なり、議論の方法論を徹底して意識していた。それは、いくつかの原理からの推論によって、定義、公準、そしてより普遍的な公理を作っていくものであり、彼はこれまで論じられてきた同じ題材をこの方法にのっとなって彼自身の主張を展開していった。例えばキーマーを参照しながらも、彼の方法で、イングランドの手工業と漁業がオランダよりも高い潜在力をもっているという。また、イングランドへの航行をイングランド製の船舶に限定することを意図した航海法がイングランドのトレードにとって有害であることを、彼の方法で示した。つまり、ストックはトレードを促進し、人員がトレードの増進には必要であり、木材が造船には必要であり、船舶が航海には必要であり、航海法以前に木材も、そして船舶も不足しており、航海法のために、イングランドの海運の衰退

は外国製の船舶によって補うことはできなかった。航海は外国の海での漁業の唯一の手段であるので、航海法はそうした漁業を妨げていることになる。かくしてコークは航海法を批判し、自由貿易を主張する。興味深いことに、第二部でコークはオランダの優位点を列挙する。それは、勤勉、より良質かつより多様な材木などの生産物、造船、低関税、低利率、教育、トレードに関心のある為政者、よく管理されたビジネス、より低価格での売買、より少ない汚職であり、こうしたリストの作成はこれまでの論争における伝統を引き継いでいると言える。

コークのあとも漁業についての議論は続くが、漁業権、航行権、オランダ漁業の優位性といったことが一体となって時論的問題として論じられることはあまりなくなり、造船に必要な材木、ニシン漁において樽漬けにする際に必要な塩の選定など、個別の科学・産業上のテーマが増えていった。また、世紀後半から、イングランドの経済がまず専念すべき問題として信用制度の安定性に議論が集中していく前に、そのきっかけとなる利率論争の舞台づくり、すなわちオランダの優位点のリストの作成という意味では、この漁業に関する論争もすでに役割を十分果たし、その山場は過ぎたと言える。

Chapter 2(第2章) Interest rates(利率)

第1章で見たように、17世紀に入ってから王政復古期に至るまでイングランドでは、そのトレードを繁栄させる手段としてまずオランダの漁業、とくにニシン漁を真似るべきだと考え、しかもそれは、そもそもオランダ人がイングランドの海におけるニシン漁で自国を繁栄させているという政治、軍事上の議論と絡みながら、やがてオランダの優位点、つまりなにを彼らから見習うべきかについてのリストを各論者が提示するようになってきていた。このような背景の中で、ジョサイア・チャイルド Josiah Child は、世紀初頭のトマス・カルペパー Thomas Culpeper(父)の利率についての議論を復活させた。

16世紀にトマス・ウィルソン Thomas Wilson はその『徴利論』のなかで、宗教道徳の観点から利子を論じているが、他にも利子、とくに高利貸しについての議論は17世紀初頭までにイングランドではすでにあった。カルペパー父は1621年のパンフレットで法定利率の引き下げを提案し、利率の低さは経済の繁栄の結果ではなく原因だと主張しその典型例をオランダに見た。

しかし、1668年にチャイルドが始めた利率に関する議論では、イングランドがオランダから学ぶべきものは、利率論争の論者たち自身においても、ハートリブ・サークルと同様、たんに利率の低さだけではなく社会のあらゆる部面にわたった。カルペパー父の考えを再生させようとしたチャイルドは1668年に刊行した『簡単な諸観察』でまず、イングランドがオランダに「真似できる」十五の方策を提示した。それは、商人の知識と経験、男子均分相続土地保有、評判の高い商品、技術革新の推奨、低費用の大型帆船、節儉、教育、低関税と高い消費税、貧民の雇用、銀行の利用、宗教的寛容、商取引法、負債の手形の譲渡

に関する法、すべての土地家屋の公的登記、低利であった。そしてさらに論考の最後に、オランダの豊かさのさらなる四つの理由を、繰り返しも含めて、公的登記によって不動産担保を確実なものにすること、銀行と抵当銀行の設置、負債手形譲渡にかんする法、そして極度のつつましきの習慣をあげている。この 15 プラス 4 のオランダの利点の列挙は、これまで見てきた漁業に関する論争において作られてきたリスト作成の伝統であり、このチャイルドのリストはその後の利子率論争における共通の争点を提供した。

チャイルドの主張はカルペーパー父と同じく、とにかく低利こそが人々の豊かさの「根本原因」であるのだから利子率の引き下げこそがなすべき方策だという一点にしばられる。怠惰な人々がより容易に借入れをできるようになるのではという懸念はあるが、それはチャイルドにとってはそれほど深刻な問題ではなかった。とにかく、利子率の低さ以外は彼にとっては重要な意味を持たなかった。チャイルドは、「自然は自らのコースを取らねばならないし取るだろう、イングランドの状況は利子の引き下げのための準備はできている」という少々矛盾したレトリックで自らの主張を補強するが、チャイルドにとって重要なのは、イングランドは利子率を下げる「準備はできている」という点にあった。

しかし、この論点は、チャイルドへの批判の材料となっていった。おなじ 1668 年に刊行された匿名のパンフレットは、チャイルド自身オランダの利子率が法的に強制されていないことを認めており、だからこそ利子率の低さ以外の 14 プラス 4 の項目を提示しなければならなかったのだと指摘する。そしてこの著者がチャイルドの主張を受け入れられない最大の理由は、イングランドが低利子率に耐えうるような状態になっていない、つまり「準備」できてないという点にあった。この 14 プラス 4 の項目が達成されることなく、法定利子の引き下げに賛成することはできない、「もしイングランドが利子引き下げのための準備ができているのであれば、そうする理由はない、自然は自らのコースを取るのだから」。このようにこの著者はチャイルド自身の、「自然は自らのコースを取らねばならない」という主張を揶揄する。

同じ年に書かれた別の匿名のパンフレット『トレイドと貨幣利子に関する J.C. の簡単な諸観察の簡単な検討』は、チャイルドの 14 項目を、項目ごとにそれがイングランドに取り入れるにはふさわしくないことを説明する。とくに土地登記に関しては、確かにそれは信用の状況を改善することによってトレイドを振興するかもしれないけど、他方で逆に信用を傷つける場合もあるとして、イングランドには適しておらず、「訴訟を防ぐどころかむしろ増やす」であろうという。

また、著者は、利下げによって、自らの評判を確立していない若者が資金を借りにくくなってしまっても懸念する。この論点は本書第 4 章で扱う論争で全面的に展開される。

翌年トマス・マンリー Thomas Manley は、チャイルドの 14 項目を「最も合理的な観察」として評価し、オランダの繁栄が彼らの節儉、勤勉、技芸、諸政策によるものであり、あくまでもその結果として「あたかも自然法によってかのように」利子率は低くなるといい、チャイルドの「自然」のコースについての矛盾を揶揄しながらその法による利下げの主張を

批判する。マンリーによれば、「長く熱望されている」のは法による利下げではなく、登記所の設立であった。このことによってこそ、「支払い能力のあるジェントルマンにとってより容易に借入れができるように」させ、詐欺や訴訟を防止すると期待された。しかしマンリーにとってトレイドの衰退の真の原因は、怠惰な貧民の高い賃金であった。

1669年に貴族院で設けられた委員会で、外国人帰化の問題、不動産登記、利子率引き下げの三つの問題がとくに検討され、チャイルドはそこで持論を展開した。1668年の彼の15+4のリストでも、登記と銀行は補足された4項目に含まれており、信用制度を補強することを意図された土地登記制度がこの時期のイングランドのトレイドについて考える論者にとって最重要課題になっていたことがわかる。チャイルドを批判した上記の論者たちもこうした、この時代に求められた安全で安定した信用制度の確立が根底にある共通の問題として意識されていた。そして実際、このあたりから17世紀の終わりに向けて、銀行と土地登記が二つの重要テーマとしてそれぞれに論争を構成することになる。

法定最高利子率の引き下げは議会で最終的に否決されたが、チャイルドはこの後東インド会社の経営に深くかかわったあとも著作活動を続けた。チャイルドはオランダを常に意識し続け、とくに東インド会社の支配人としては、政府秘書官への手紙の中で東インド貿易の状況を分析し、オランダへの警戒と敵対心を繰り返し表明した。1690年に刊行された『交易論』の序文は、すでに1673年に書かれていたと思われ、匿名のパンフレット『誤った貨幣利子』（1668）とトマス・マンリーの『六パーセントの徴利を検証する』（1669）に対する応答を書いている。チャイルドはこの序文でマンリーの批判に答え、法定最高利子率の引き下げこそが必要であることを改めて主張するが、それはすべてオランダとの比較で論じられた。問題なのは利子率が高いことではなく、オランダより高いことが、改良を妨げ、交易と雇用の成長を止め、怠惰と奢侈をすすめ、航海、勤勉、技芸、発明をおしとめる。賃金についても、有害なのは、高賃金そのものというよりも、オランダの高賃金の人々をイングランドからオランダにひきつけることである。ただ、興味深いことにチャイルドは序文の最後で、ヨーロッパのパワー・バランスについての分析をし、もはやオランダだけが経済の独占的な地位を占めているのではなく、フランスやスウェーデンがオランダと同様にイングランドの前に立ちはだかっていることを指摘している。これが1673年の時点の分析なのか、『交易論』の刊行の1690年の見解なのかはわからないが、少なくとも1690年にはチャイルドは、オランダの地位の絶対的優位が揺らぎ始めていたことを認めていたといえる。そのことは『交易論』の内容にも現れている。第1章は確かに、1668年の『誤った貨幣利子』や1669年のマンリーの論考を批判し、低利子率こそがトレイドの繁栄の「原因のなかの原因」であるという1668年の『諸観察』における主張を繰り返しており、それ以降の章でも『諸観察』の15+4項目のオランダから見習うべき項目リストと同じ課題を扱ってはいる。しかし、『交易論』におけるチャイルドはオランダ・モデルの検証というよりは、「一般原則 the general Rules」を見つけることの必要性を説いている。

同じ時期、ダグラス・ノースやニコラス・バーボンもそれぞれトレイドについて、そして

利子率について論じているが、彼らにとってもオランダはもはや、真似るべき唯一の参照例ではなくなっていたし、なによりもトレードを時論としてではなく一般論として、多かれ少なかれ分析的な方法で論ずるようになっていった。

Chapter3(第3章) Banking and funds(銀行と基金)

第1章、第2章で見てきたように、17世紀のイングランドでは、自らの経済の進むべき方向を、まずはオランダの漁業に、やがてオランダ社会全体にその範型を見出していった。しかし王政復古期になると、世紀初頭からイングランドのパンフレッティアーたちの課題であり続けた「貨幣不足」を解決するのは信用制度だということを認識する論者が多くあらわれ、まずは、利子率を引き下げることによってこそ信用制度を有効に活用できると考える人たちが出てきた。そしてその一方で、貨幣不足を解消するのは、利子率の引き下げではなく、そもそもが信頼できる信用制度の確立によってでしかないと主張するものたちも多くいた。そもそも、その信用の担い手は具体的には銀行であり、それこそがオランダから学ぶことであり、イングランドが整える必要のある制度だと考えられるようになったが、どのような銀行か、という点については多くの議論が展開された。それは、貴金属という物質の形をとった「有限」な貨幣に制限された世界から、もはや貴金属量という制限にはとらわれない紙券という「無限」の拡張可能性をもつ経済システムへと移行するプロセスとしても描かれるが、他方でこの無限性への試みが制度の脆弱性のみならず社会・道徳的不安定要素を伴っていると認識され、多く議論された。17世紀に信用制度の設立を提唱する多くの論者が強く求めていたのは、資本や貨幣の不足への対策というよりはむしろ、健全な基金の設立、別の言い方をすれば安全な担保の獲得であった。よりよい銀行をつくるということはなによりもよりよい基金、担保を備えるということであった。そのことによってこそ貧民が高利貸しからの不正なとりたてにおびえることなく、また経験がなく社会的信頼も得ていない若くて有能な商工業者が生産的な経済活動を行うことができた。そして、こうした基金を維持するにあたっては、信用を扱う機関、つまり銀行という組織だけでなく、貧民や商工業者といった借り手についても常に信頼や高い評判が求められた。結局のところ、富をもたらすトレードの原動力であった信用の基礎は、基金や担保という形で表現される名誉や正直さに求められていた。

17世紀の前半のイングランドの経済において、質屋という形をとった高利貸しがあり、こうした悪徳な質屋にどう対処すべきかがまず論じられた。1612年にハニマン(Thomas Hunniman)は、盗品を質として受け取り、高利で貸し付け、質流れ品を高額で売る「泥棒のような質屋」を非難した。十年ほどしてジェラルド・マリーンズ Gerald Malynes は、商人などに低利で貸し付ける質屋と利子を取らない慈善銀行の設立を提案するが、それは「容認できない」質屋への対策であり、質の適切な扱いであり、かならずしも慈善それ自体がその主目的ではなかった。

このように質にはつねに否定的なイメージがつきまとったが、逆にいえば、うまく管理できれば高利貸しや悪徳な質屋への有効な対抗策となると考えられた。チャールズ一世の治世に書かれた手稿『質屋または慈善銀行の設立案』は、必ずしも貧民の救済のみを目指したのではなく、貧乏人であれ金持ちであれ資金が必要な人への貸し出しも念頭においていたが、提案の力点は「利益や収益なしに」質をとって貸し付けることであり、質を安全に保管することにあった。1646年にはベンブリッジ John Benbrigg が、1648年にジョン・クック John Cooke が、貧民から担保をとって貨幣を貸す慈善銀行の設立を提案した。これら慈善銀行案の目的は、慈善の精神にもとづく貧民救済であるだけでなく、なによりも質の扱いの適切さにあった。

大空位期のイングランドでは、第2章でみたハートリブ・サークルが社会改良運動の担い手であったが、その一人であるピーター・チェンバレン Peter Chamberlen は貧民の救済のみならず、「公共の銀行」も提案した。また、ヘンリー・ロビンソン Henry Robinson は、彼らのお得意の社会改良案リストを作成し、それには、自由、トレード、貨幣、植民地、港、為替手形、遺言の登記、労働訓練所、病院、学校、そして抵当銀行が含まれていた。このように、この時期になると、対象は貧民だけでなく商人も含んでいたが、提案される名称としては「慈善銀行 bank of charity」というより、「抵当銀行 Lombard bank」という言葉が好まれるようになっていった。1650年にウィリアム・ポッター William Potter は、「アムステルダム銀行にも劣らない」信用を提案し、「最良でもっとも知られた担保 security」によって「堅固で知りわたった信用」を作るべきだとした。彼はここで、否定的なイメージのある「質」ではなく「担保」という言葉を用いた。

この頃には銀行という組織についてより詳細な検討をするものが現われてくる。1651年に、ベニスやオランダの例を参考にしながら、サー・バルサザール・ジャービエ Sir Balthazar Gerbier は、質をとるという形態ではありながらも、「支払いの銀行 banck of payment」と「貸付銀行 Bancks of Loan」の設立を提案した。1658年にサムエル・ラム Samuel Lambe は、銀行は「想像的貨幣 imaginary money」を発行することによってトレードを促進し、それが貧民の雇用対策になることは指摘するが、慈善という意味における貧民救済ではなかった。ラムの銀行案はジャービエのそれよりは具体的であり、銀行を「結合したストックでともにつながった、資産と信用をもつ一定の十分な人数の人々」と定義づける。彼らは低利で「想像的貨幣」を発行し、商人に貸し付け、その譲渡によって支払いをする。この銀行の設立は、铸貨の偽造、計算間違い、盗難、強盗を防ぐことができると主張する。このように様々な銀行設立案が登場するものの、それらは悪徳な質屋に対する批判を常に伴っていた。1661年に書かれた匿名の手稿では、そこで提案する慈善銀行の貧民救済への有用性はみとめるものの、主張の力点はそれまでの質屋への厳しい批判にあった。

ピーター・チェンバレンの息子ヒュー・チェンバレン Hugh Chamberlen が1665年に書いたパンフレット『信用の機関の説明』は、銀行の有用性と担保の問題をつなげて議論し、抵当銀行がするように物品を抵当として取るが貨幣を貸すのではなく、また銀行のように

信用を提供するが貨幣を準備として預かるのでもない、抵当をとって信用を供与する機関を提案した。それはもはや慈善ではなく、銀行そのものであった。

第二次英蘭戦争後の利子率論争については第 2 章でみたとおりであるが、このあたりからしばらく銀行についての議論はおさまったあと、排斥法危機の時期に再び内乱と混沌の恐怖が現実味を帯びてくる中、再び銀行について語られはじめ、多くの論者が、それまで以上にその機関の信頼性を高めるべく、担保の質向上の必要性を主張した。利子率をめぐる議論の中で、イングランドに必要なのは安定して、信頼に足る信用制度であることが共通の認識となっており、この頃の議論は、第 4 章で見る土地担保の議論と同様にこうした認識の上に成り立っていた。こうしてイングランド固有の経済言説が形成されていったといえる。1677 年から 1678 年にかけてマーク・ルイス Mark Lewis はいくつかの銀行案を提示する。一つは課税という基金による「公的信頼 Publick Faith」という「良質な担保 good security」に基づき、二つ目は、物品や土地を質とする抵当銀行である。「所有権がはっきりしている」という条件付きで土地を担保として認めている点と、預かった担保を安全に保管するために、「土地を所有し、正直であるという評判のある人」を任命すべきだとしている点は第 4 章での土地登記の議論ともかかわっている。三つ目は、優良な「基金 fund」をもつ抵当銀行であるが、この「基金」とは、単なる物的な抵当だけでなく、それを管理する組織も含み、それは、担保を強盗から守るための管理者をもち、担保となる船舶、家屋、土地を記録する。

1680 年代に出てくる銀行案にはもはや慈善の目的も、悪徳な質屋への批判もなく、また質という言葉は消え、安全で確かな基金の確保が共通の目的となった。ヒュー・チェンバレンは 1682 年に、銀行に求められるのは、抵当の横領、火事、盗難、破損、消耗を防ぐことであり、これが評判を築くという。ヒューはアムステルダム銀行と彼の提案する銀行を比較し、アムステルダム銀行も、抵当の安全性についての「評判」ゆえにその信用が流通しているという原理は同じであるが、アムステルダム銀行の基金は貨幣であり、盗難のリスクが高いのに対し、ヒューの提案する銀行では、抵当は物品という運搬にはかきまわすものなのであるのだから、こちらの方が安全だという。

この時期の諸銀行案がもっとも関心を寄せたのは、基金の管理の安全性であった。ジョン・ホートン John Houghton は、物品、土地、家屋、相続財産からなる基金と、それに基づく銀行手形の発行を提案した。そこでは、適切な市民が忠実に管理人の任にあり、銀行の保全に努めた。いくつかの銀行提案においても、「預けられた物品」の安全が最大の関心事であり、「昼も夜も」監視され、私宅よりはずっと安全であることが強調された。ロバート・マリ Robert Murray の銀行案では、保管人とそれぞれの銀行社屋の倉庫管理人は担保の価値が発行した銀行券相応のものであるか検証し、職員は宣誓をして銀行の安全をまもり、倉庫の鍵は役員、会計官、倉庫管理人が保有するとされた。

このように、17 世紀のあいだ切れることなく書かれたさまざまな銀行案では、いずれもその質、担保、基金そのもの、そしてその適切な管理こそが中心的な課題であり、決して、

より多くの紙券信用の発行をすることが優先的な目的ではなかった。とくに利子率論争後には、基金の安全性や信頼は制度の構造的な観点からも増進されるべく議論が進んだ。こうして、オランダから学ぶべきものではあるが、この段階においてはよりイングランド固有の問題として、固有の言語で信用制度、トレードが語られるようになっていった。

Chapter 4 (第4章) Land registration and credit(土地登記と信用)

第1章、第2章で示した、オランダの優位点リストの中にしばしば登場し、利子率論争において、法定最高利子率引き下げに反対する論者がしばしば推奨した政策は土地の公的登記制度の確立であった。そしてこの点に関する議論は、第3章で見てきた、担保または基金の安全の確保によってこそその信頼度が高まるというさまざまな形態の銀行設立をめぐる論争をも背景としていた。しかしそもそも担保そのものの信頼度はどのように判定できるのだろうか。多くの銀行案が物品を担保とする抵当銀行案であった一方で、耐久性と収益性においてはるかに優れている土地を担保とする抵当銀行、すなわち土地銀行が提案されるようになってくるのは必然であり、実際名誉革命後に無数の土地銀行案が登場する。しかし、それに先立ち、土地を抵当とする信用をより安全で信頼できるものにするためには、土地の公的な登記が何よりも求められるという議論が王政復古期を中心に繰り広げられた。もちろんこれもオランダの優位点リストの一項目であり、やがて信用とトレードについてのイングランド固有の言説を構成する際の要になっていた議論であった。不動産の公的登記についての議論はすでに17世紀前半から法学固有の領域で進められていたが、やがてこれまで見てきた信用とトレードの議論と合流していくこととなった。

17世紀前半のイングランドでは、コモン・ローとローマ法が併存、競合状態にあり、ローマ法の枠組みにあった登記の問題も論争点になっていた。イングランドにおいても文書を記録し公的権威を与える公証人 notary public はいたが、土地の譲渡証書にかかわる司法の場で十分な役目を担ってはいなかった。したがって、文書の偽造や不正使用を防ぐには公的権威にもとづく登記所の設立が求められていた。このような背景の中、大空位期に法制度改革について活発な議論が展開された。1649年の新政府発足後の法改革の議論では、「遅く、費用がかさみ、恣意的な」司法プロセスが問題とされ、登記制度の確立の必要性がしばしばうたえられた。急進的な社会改良運動家であったヒュー・ピーターズ Hugh Peters は、1651年の21の法制度改革案の最初に、登記所の設立を掲げ、そこですべての土地と家屋、その譲渡について記録するよう各教区に登記簿がつくられるべきだとした。この頃他の多くの論者たちによっても、不動産取引における不正や詐欺、それによって引き起こされる訴訟が、こうした登記によって防げることが主張されている。ハートリブ・サークルの一員であるヘンリー・ロビンソンも同様の目的で不動産譲渡や負債についてのカウンティごとの登記所の設立を提案した。

こうした議論を背景に1651年12月26日に下院で、法制度改革を検討するために、いわ

ゆるヘイル委員会 The Hale Commission の設置が命じられ、登記については 1652 年 5 月、6 月に集中的に審議された。そこでは、各カウンティに公的な登記所とロンドンに統括的な登記所を設置すべきこと、登記すべきもの、不動産の隠ぺいの処置の仕方について議論された。しかしこの後 1653 年に、登記がもたらす悪影響について懸念する論者たちが現れる。『カウンティ登記簿、遺書、遺産管理に関する法と題された法案に反対する諸理由』と題する匿名のパンフレットは、もしすべての不動産譲渡が登記されたら、不正な不動産が発見され、密告者がはびこり、訴訟も増大するだろう、と警告する。また、J.W. と名乗る別の著者は、登記の有用性を認めながらも、登記情報は登記財産保有者以外には公開すべきでないという。1657 年に、ウィリアム・シェパード William Sheppard は、不動産取引や債権をすべてカウンティごとに登記することを提案し、1659 年には、エドワード・ビリング Edward Billing や、ウィリアム・スプリグ William Sprigg が、不正や詐欺を防ぐためにカウンティごとの登記を提案する。この年に刊行された別の匿名の著者によるパンフレットでは、天地創造の 6 日間になぞらえて社会改革案を論ずる中で、登記所設立をその 2 日目に位置づける。「国民登記所」、「地域登記所」、「下部地域登記所」、「教区登記所」をおき、登記されるべきものは、不動産諸権利、その譲渡、負債のみならず、不動産を保有する子供や、結婚、誕生、洗礼、死亡、遺言、使用人にまでわたる。登記によって期待されたのは土地所有権をめぐる係争や訴訟、そしてその費用の削減であったが、マシュー・ヘイル Matthew Hale は、完全な登記がなされない限り、情報の過剰な開示は逆に訴訟の増加に帰結することを指摘した。この情報開示への懸念はその後争点であり続けた。

これらの登記所設立案は、あくまでも法改革の枠組みのなかで議論されていたが、王政復古後、信用制度の問題と深くかかわってくる。王政復古直後にバルバドスの総司令官に任ぜられたフランシス・クラドック Francis Cradock は 1661 年のパンフレットで、銀行設立をめぐる議論と、登記所設立をめぐる議論の文脈を結びつけた。彼はマリーンズ、ロビンソン、ラム、ポッターから得た知識をもとに、オランダやジェノヴァやフィレンツェに習って銀行を設立すべきだと提案する。オランダを参照ながらもイングランド固有の言説がここでもう一つ始まる。クラドックは銀行を、現金を保管し貨幣の所有権を移転させることによって支払いをする機関と定義づけた後で、しかし、それは铸貨だけでなく、金銀の塊や容器、その他繊維製品や砂糖、ワイン、煙草のような商品でもいいのではないか、そしてさらには、土地でもいいのではないかと問いかける。もしあらゆる不動産と地代が登記される銀行または登記所が設立されれば、土地という「不動産担保 real security」が信用の基礎となり、不動産所有権をめぐる訴訟を減らすという。そしてクラドックは、この年の 11 月 19 日に土地と物品を担保とし、不動産に関する記録を保持する銀行をバルバドスに設置することを請願し、翌月認可された。ただ実際に設立されたかはわからない。

クラドックによって結びつけられた土地登記と信用という二つのテーマは、ウィリアム・ペティにおいてもそれぞれに認識されてはいるものの、相互に関連づけられることはなかった。1661 年に書かれた「アイルランドの登記所に関する提案」という手稿では、不動

産の諸権利が登記されれば土地を担保とする銀行ができること、そしてこの登記が訴訟を半減させることを指摘してはいるがそれ以上議論は展開されていない。

1669年暮れに貴族院で「トレイドの衰退と地代の下落についての検討委員会」が設置され、登記と信用の関係が本格的に議論されるようになった。ここで、不動産の権利の不確定性が地価と地代下落の原因であり、登記の法案が必要であると報告され、この貴族院での議論をきっかけに再び登記をめぐるパンフレットが活発に書かれ、訴訟の削減と不正の防止が重要なトピックとはなかったが、同時にトレイドとの関係がむしろ主たるテーマとなっていた。その議論では、「フィルマー主義者」であり、王政に好意的な、ファビアン・フィリップス Fabian Philipps が中心的な役割を担った。

フィリップスは1662年に、『登記の改革』というパンフレットを刊行し、誤記、悪意ある登記、騒乱時の安全性への不安、すべての譲渡証書の登記の強制はコモン・ロー上の権利と自由に反し、偽造を引き起こし、訴訟における密告者を増やす、という理由から登記所の設置に反対した。しかし、その後の論争においても言及され続ける重要な理由は、債務証書がもし登記されたら人々の財産状況が過剰に他人に知れ渡ることになり、信用によって商売をしている勤勉な商人や、まだ信頼も得ていない「若く有望な商人」が、債権者から十分な資金をえられなくなってしまうという点にあった。

1669年の匿名のパンフレットは、不動産登記所の設立は、訴訟を削減するためであり、法律家がこれに反対する理由は訴訟が減って稼ぎが下がるからだと言えよう。信用が失われて商人の妨げになるというフィリップスの批判に対しては、貨幣が不足しているときに必要なのは「正直という貯え the Stock of Honesty」であると答える。正直さは登記によって作りだされ、この正直さがあれば若い勤勉な初心者も資金の貸し付けを受けることができる、という。しかし同年にフィリップスは、「革新 Innovations は少なからず危険である」という保守派らしい反批判をする。そして、過剰な情報の開示が信用で生きている人々を窮地に追いやるという指摘も繰り返した。

1671年のニコラス・フィルポット Nicholas Phillipott のパンフレット『登記擁護の理由と提案』は、フィリップスとは正反対の立場を示し、隠ぺいされた抵当権など、訴訟を引き起こすような詐欺や不正を防ぐためにこそ、公的登記所を各カウンティに設けるべきだという。このことによって、借り手はよい担保をもっているという評判を得ることができ、これまでのように「法外な担保 too unreasonable securities」を請求されることもなくなるという。同年にフィリップスは『登記の改革』の大幅な拡大版を刊行し、諸外国の例をあげて登記制度への批判を重ねる。オランダにも公証人がいたが登記は強制ではなかったし、スペインでは公証人制度ゆえに逆に信用の低い貧民は借入をしづらかった、と。

諸銀行案同様、1670年代のしばらくの沈黙が続いたあと排斥法危機のころになって議論が再燃する。ルイスは第3章で見た1678年のパンフレットで、「登記所は担保を作り、担保は貨幣をもたらすだろう」と担保と貨幣のつながりを認識していたが、なによりもこの時期にこの問題を詳細に論じたのは、1677年に河川技師アンドゥルー・ヤラントン Andrew

Yarranton によって刊行された長大なパンフレット、『イングランドの改良』であった。「戦わずしてオランダを打ち負かし、貨幣なしで負債を支払い、われわれ自身の土地の成長をもってイングランドのすべての貧民を仕事につかせ、任意の登記によって不必要な訴訟を防ぐために」という副題は、登記と貨幣の問題を簡潔に説明している。ヤラントンによると、政府の正直さがあるところに豊かさはあり、名誉と正直さと豊かさがあるところには強さがあり、名誉と正直さと豊かさと強さがあるところにトレードがある。この「名誉と正直さと豊かさと強さとトレード」の「五姉妹」はオランダを、公立登記所、容易な河川運行、公立銀行、商業裁判所、保管倉庫によって繁栄させた基本原理でもある。登記された土地はそれに基づく信用がトレードに貨幣と同等のものをもたらす。オランダの繁栄も、銀行に「大量の現金」があるがあるからではなく、登記された土地という安全な基礎があるからであり、それゆえに「五姉妹」の原理が機能するからである。

さらに彼は、「公的穀倉銀行 Publick Bank-Granary」の設立を提案する。そこには穀物が送られ、ロンドンのギルドホールに登録される。これは「良質の信用 good credit」をもたらす、トレードを促進する。穀倉登記所の登記簿に登録された穀物のかわりに発行されたチケットは市場で流通し、貨幣不足を補うこととなる。

1678 年には、匿名のパンフレット『登記の擁護の理由』が刊行され、トレードは貸し付けに依存しており、それには確かな「基金または担保」が必要であり、それはなによりも登記された土地である、というこの時期すでになじみとなっていた主張をする。この著者も、不動産保有に関する私的な事柄の開示が借り手の評判を落とすのではないかという不安を予想するが、そうした不安は、革新というものに伴う無知と誤解にすぎないと反論する。これに対して、同年に『土地登記の反対の理由』と題する匿名のパンフレットが出され、いまは「そのような奇異で、新奇で危険な方策」をとるべきではないという。しかし著者の結論としては、批判されるべきは任意の登記であって、むしろあらゆる土地取引を完全に登記すべきだというものであった。そのことによってこそ訴訟も減らせるし、また経済取引も安全に行えるという。

Postscript(あとがき)

以上、漁業、利子率、銀行、土地登記という四つのテーマをめぐる 17 世紀のイングランドにおける論争を見てきた。イングランドのトレードの繁栄のためには、オランダの漁業を真似ることこそが必要だという主張から、やがてオランダ社会全体をモデルとして考え、王政復古期には、なかでも低利率を真似るべきだという議論になり、そのなかでイングランドにおいて必要なのは安全で信頼できる信用制度であることがトレードを論ずる人びとの共通認識となり、そのためにはどのような銀行が必要か、そして土地登記こそが必要ではないか、というイングランド固有の経済言説が形成されていった。こうした、安全で信頼できる信用制度を優先的な問題意識とする議論は、18 世紀、スミス自身に至るまで続く。それは、こ

れまでスミス自身の紙券信用論とそれ以前にも見いだされてきていた、貨幣の量的限界を打破するという考えが、17、18世紀イングランド、ブリテンの現実の経済の歴史においても、そこで展開された議論においても重要課題だとされてきたが、本書のなかで見てきた17世紀イングランドの固有の経済言説は、むしろその反対に、そうした貨幣や信用の量的な無限性をもとめるより、システムの安全性、信頼をこそ求める言説であった。このことは、その後の今日に至るまでの経済言説を検討するうえでも重要な視点を投げかけているのではないか。